

川崎市木造住宅耐震改修等事業助成制度実施要領

平成 28 年 3 月 31 日

27 川ま情第 3388 号

市長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要領は、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成制度要綱（平成 28 年 4 月 1 日 27 川ま情第 3357 号。以下「要綱」という。）第 4 条の規定に基づき、施工者の登録に必要な事項を定めるほか、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成制度（以下「改修助成制度」という。）を円滑に実施することを目的とする。

(診断士の業務)

第 2 条 改修助成制度において、診断士は、耐震改修計画又は部分耐震改修計画及び工事監理を行うものとする。

(施工者の業務)

第 3 条 改修助成制度において、施工者は、補強工事又は部分補強工事（工事監理を除く。以下同じ。）を行うものとする。

(川崎市木造住宅耐震改修施工者登録講習会)

第 4 条 市長は、施工者として登録しようとする者（以下「登録申請者」という。）に対し、改修助成制度の内容及び施工者としての業務の周知を図るため、川崎市木造住宅耐震改修等事業施工者登録講習会（以下「講習会」とい

う。)を開催するものとする。

(登録の申請)

第5条 登録申請者は、川崎市木造住宅耐震改修等事業施工者名簿登録申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(施工者の登録)

第6条 市長は、前条による申請において、次に掲げる要件に該当する建設業者を、川崎市木造住宅耐震改修等事業施工者名簿(第3号様式。以下「施工者名簿」という。)に登録するものとする。

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受け、原則として市内中小企業者(川崎市内に登記簿上に記載された本店がある事業者で、中小企業基本法第2条各号及び同法関連政令に定める中小企業者)であること。

(2) 次に掲げる要件を満たす者が在籍していること。

ア 建築士、建築施工管理技士若しくは建築大工技能士又は建築一式工事若しくは大工工事に係る5年以上の実務経験を有すること。

イ 登録申請年度に第4条に規定する講習会を受講していること。

2 施工者の施工者名簿への登録期間は、当該登録を行った日から翌年度の5月末日までとする。

3 施工者名簿及び施工者経歴書は、まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課の窓口、インターネットの本市のホームページ及び一般財団法人川崎市まちづくり公社の耐震相談窓口において、個人情報に係らない事項に限り市民の閲覧に供するものとする。

(登録の更新)

第7条 施工者は、登録期間が満了する年の3月末日までに、川崎市木造住宅耐震改修等事業施工者名簿登録更新届（第4号様式）を市長に提出したときは、次の各号に該当する場合に限り、これを翌年の5月末日まで延長することができる。

- (1) 前条第1項（第2号イを除く。）の要件を満たしていること。
- (2) 在籍する者が、第4条に規定する講習会を受講していること。

（登録内容の変更）

第8条 施工者は、登録内容に変更があったときは、速やかに川崎市木造住宅耐震改修等事業施工者名簿登録変更届（第5号様式）に必要書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（施工者の登録の消除）

第9条 市長は、施工者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による登録を消除することができる。

- (1) 川崎市木造住宅耐震改修等事業施工者登録消除届（第6号様式）により登録の消除の届出があったとき。
- (2) 第6条第1項（第2号イを除く。）に規定する登録要件を満たさない事由が生じたとき。
- (3) 市民に不利益を与える等の不当行為を行ったとき、又はその他施工者として不適当と認める事由が生じたとき。
- (4) 不正な手段により登録を受けたとき。

2 市長は、前項第2号、第3号又は第4号の規定により登録を消除したときは、川崎市木造住宅耐震改修等事業施工者登録消除通知書（第7号様式）を当該施工者に通知するものとする。

3 市長は、第1項第3号又は第4号の規定により登録を削除したときは、その事実を一般に公表するものとする。

(施工者の再登録)

第10条 前条第1項第3号又は第4号の規定により施工者登録の消除を受けた者は、消除の日から起算して5年を経過しない限り、再度、施工者の登録申請を行うことはできない。

(診断士及び施工者の責務)

第11条 診断士は第2条に規定する業務を行うときは、良心的かつ誠実に行わなければならない。

2 施工者は第3条に規定する業務を行うときは、良心的かつ誠実に行わなければならない。

3 診断士及び施工者は、要綱による助成金の交付を受け、事業を実施しようとする者が改修助成制度に関する申請手続き及び届出を行う際には、支障をきたさぬよう必要書類の調整等に協力しなければならない。

(指示)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、診断士又は施工者に業務を適切に行うよう指示することができる。

(耐震改修等の申請者に関する特例)

第13条 要綱第5条に規定する事業要件を満たす木造住宅の所有者が複数名存在するときは、申請者は、改修助成制度に関する一切の手続き及び権限を申請者に委任する旨の所有者全員の委任状を、川崎市木造住宅耐震改修等事

業助成金交付申請書に添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者が要綱第5条に規定する事業要件を満たす木造住宅の所有者以外
のときは、申請者は、改修助成制度に関する一切の手続き及び権限を申請者に
委任する旨の所有者全員の委任状を、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金
交付申請書に添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、市長がやむを得ないと認めた場合においては、こ
の限りではない。

(助成金額の変更に伴う申請の特例)

第14条 要綱第8条第1項に規定する軽微な減額は10万円未満の減額とする
。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際現に施工者の登録をしている者は、平成28年3月31
日までに第3号様式の書面を市長に提出することにより第7条第1項の規定
による登録の更新がなされた者とみなす。

附 則 (平成29年2月1日 28川ま建管第2733号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年2月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の際現に施工者の登録をしている者は、平成29年3月31
日までに第7条第1項の規定により市長に提出することにより、平成30年
5月31日まで第6条の規定による登録がなされた者とみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日 30 川ま建管第 1367 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 31 川ま防第 658 号）

（施行期日）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 2 川ま防第 483 号）

（施行期日）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日 3 川ま防第 718 号）

（施行期日）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。